

静岡県告示第365号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年5月9日

静岡県知事 鈴木康友

相良加入区（相良区域の小型定置漁業区分）

1 届出年月日

令和7年4月25日

2 発起人の住所及び氏名

牧之原市波津1827

畑 藤夫

牧之原市片浜2288

有限会社川口丸 川口 聡

3 区域

相良区域

4 区分

小型定置漁業区分